

議案第 25 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 5 月 1 日付けで篠山市から丹波篠山市への名称変更に伴い、丹波少年自然の家事務組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。